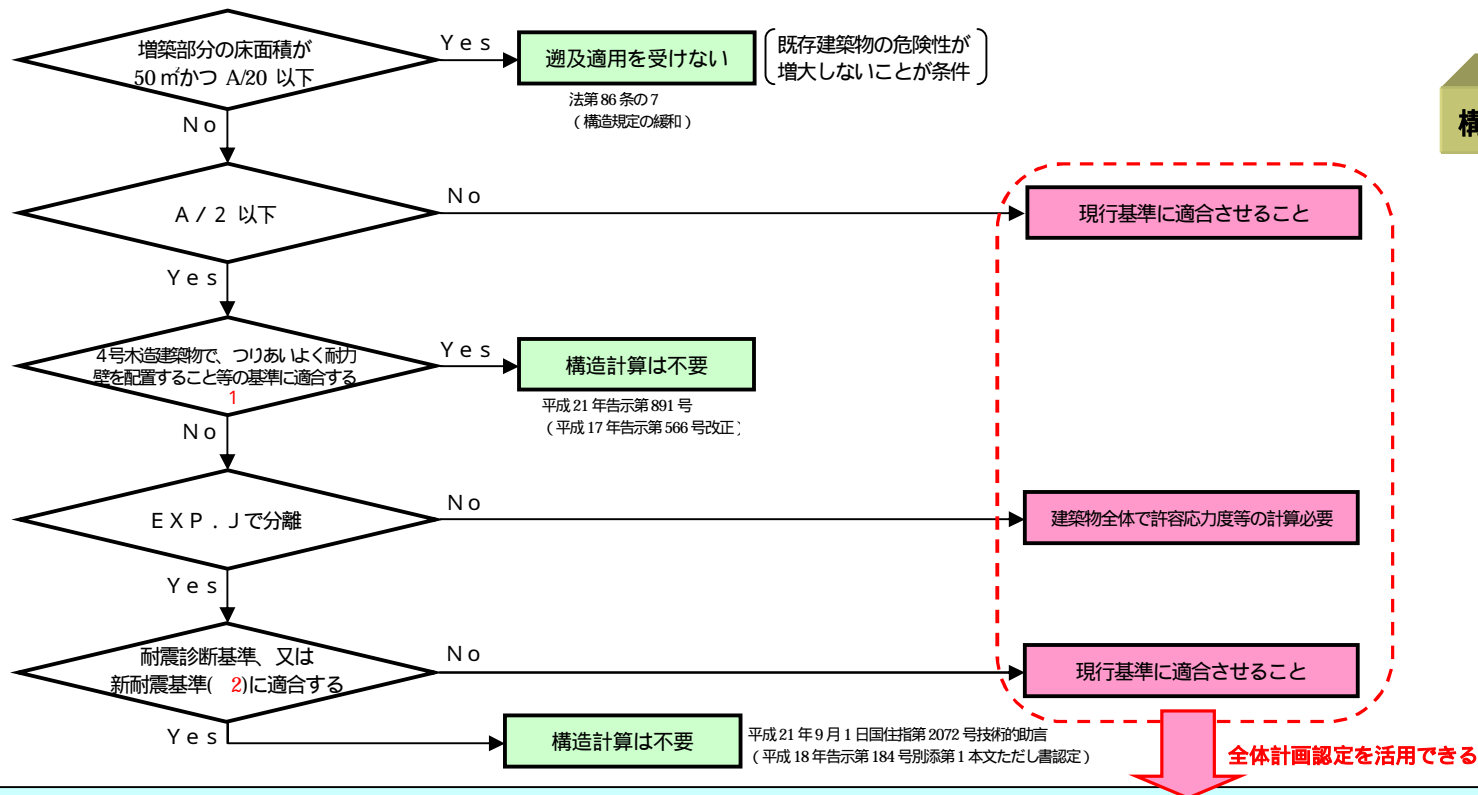


建築基準法第86条の8の規定による全体計画認定制度の事務の流れ



構造規定の緩和(第86条の7)

- 1 建築基準法施行令第42条(土台)第43条(柱)及び第46条(耐力壁等)の基準(枠組壁工法又は木質プレハブ工法の場合は平成13年国交令第1540号第一から第十までの規定)。
- 2 耐震診断の方法として、新たに『新耐震基準』(昭和56年6月1日当時の耐震関係規定によって確かめること)を追加。これにより、昭和56年6月1日以降に適法に建築された建築物は原則として改修は不要。

【事前協議】

- ・事前協議書(配置図、平面図、立・断面図等含む)
- ・認定理由書
- ・現況調査(様式B)
- ・全体計画認定工事工程表
- ・新築又は増築等の時期を示す書類

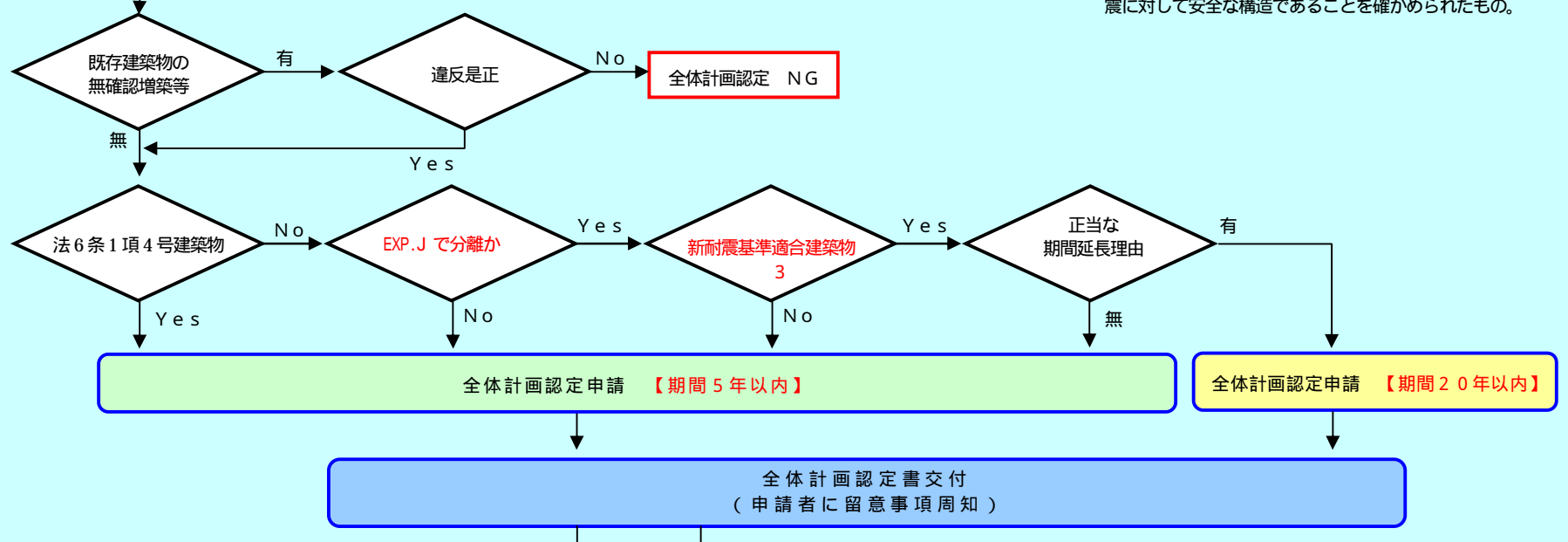
原則
検査済証、又は記載事項証明(完了検査)

ない場合
確認済証、記載事項証明(建築確認)、登記事項証明書、建築確認後の工事の実施を特定できるその他の書類

・その他図書

全体計画認定(第86条の8)

- 3 新耐震適合建築物とは、既存部分が昭和56年6月1日の時点で施行されている法第20条の規定に適合するもの又は平成18年国交省告示第185号に定める基準によって地震に対して安全な構造であることを確かめられたもの。



最初の工事状況報告(様式D)
(認定書の交付を受けた年度から起算して2年度を経過した年度)

2回目以降の工事状況報告(様式D)
(初回報告年度から起算して3年度を経過した年度毎)

増築部分の建築確認申請()

増築部分の工事

中間検査

完了検査()
(検査済に既存部分の不適合事項を記載)

最終的に建築基準法に適合させる必要のある建築確認申請であれば、既増築部分の構造計算適合性判定が必要。
(1/2超増築の場合)

既存部分の改修工事着手時
工事状況報告(様式D)

既存部分の改修工事

既存部分の改修工事完了時
工事状況報告(様式D)

増築部分の建築確認申請()

既存部分の改修工事

中間検査()

完了検査()
(検査済に既存部分の不適合事項を記載)

建築確認申請が必要である改修工事の場合

建築確認申請が不要である改修工事の場合

全体計画認定工事状況報告(様式D)

全体計画認定どおり工事完了しとこと最終確認